

「北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議」開催要領

(開催)

- 1 市長は、安心して暮らせる安全な地域社会を確保するため犯罪、事故等から市民の暮らしを守る基本理念や市、市民等の役割などについて定める「仮称」北広島市安全で安心なまちづくり条例(以下「条例」という。)の策定に関し必要な検討を行うため、北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議(以下「市民会議」という。)を開催する。

(検討事項)

- 2 市民会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1) 条例の望ましい姿及びその骨子

(2) 条例の内容等及び素案

(構成)

- 3 市民会議は、委員 10 人以内で構成する。

(委員)

- 4 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 北広島市防犯協会連合会に所属する者

(2) 北広島市暴力追放運動推進協議会に所属する者

(3) 北広島市自治連合会に所属する者

(4) 北広島市社会福祉協議会に所属する者

(5) 北広島商工会に所属する者

(6) 北広島市 PTA 連合会に所属する者

(7) 北海道厚別警察署北広島交番所長

(8) 各種防犯活動団体に所属する者

(座長)

- 5 市民会議に、座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は会議の議長を務めるものとする。

(開催期間)

- 6 市民会議の開催期間は、この要領の施行の日から条例を制定する旨の議案を市長が市議会に提出するまでとする。

(庶務)

- 7 市民会議の庶務は、市民部市民生活課において行う。

(報酬等)

- 8 委員には、報償費、旅費等を支給しない。

(委任)

- 9 この要領に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年5月8日から施行する。